

横浜市行政不服審査会答申
(第107号)

令和3年10月19日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

「生活保護費用等徴収金決定処分(令和3年3月8日付け中生支第5500号。以下「本件処分」という。)」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

2 事案の概要

本件は、平成28年4月4日から令和2年7月1日までの間、審査請求人の母親名義のA銀行の普通預金口座に宛てて合計1,320,548円の入金(以下「本件入金」という。)があったにもかかわらず、審査請求人がこれについて生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第61条に基づく届出(申告)をしないまま生活保護を受給したとして、中福祉保健センター長(以下「処分庁」という。)が、審査請求人に対し、法第78条第1項に基づいて本件入金に相当する額を生活保護費から徴収する旨の本件処分を行ったところ、審査請求人が、本件処分の取消しを求めている事案である。

3 審査請求人の主張の要旨

- (1) 審査請求人の弟からの審査請求人の母への仕送りは、銀行通帳のコピーを資産報告書に添付して提出し、申告している。
- (2) 審査請求人は、生活保護開始の平成26年8月4日から平成29年9月20日までの間の母親の収入申告書の提出については、関知していなかった。
- (3) 母親名義のA銀行に振り込まれた入院給付金は、母親の傷病介護のため、生活保護費の不足部分に充てた。また、審査請求人が母親の介護を引き受けた際、自宅介護に適さない住居であったため、転居したところ、転居前住宅修繕費が敷金では不足したため当該不足分の支払いと、転居先共益費に充てた。その他、弟が無断侵入したことによる玄関鍵交換費用、母親の後遺障害用の必要品購入費等に充てた。
- (4) 令和2年7月27日、同年8月21日、同年9月7日、処分庁からの電話に不在であったのは、母親の入所施設に衣類や必要品を届けに行く必要があるなど外出が多くあったから等である。

また、令和2年11月15日、処分庁から審査請求人への通知に回答をしなかったのは、令和2年9月下旬、弟から迷惑行為を受け、心身ともに疲弊し、

心療内科に通院していたからである。また、法テラスで弁護士にも相談をしていた。このような事情があり、通知への回答ができなかった。

(5) 弟から審査請求人に対し、母親への金銭援助が必要かとの確認については、そのような確認はなかった。

(6) 以上により、平成28年4月から平成29年9月20日までの収入申告については、審査請求人は関知しておらず、同日以降から令和2年7月までの収入申告については、母親の傷病による手術、入院、リハビリ付き添いや母が入浴できる通所施設の見学、自宅での母の介護及び家事など、多忙により収入申告ができなかったものであり、意図的に収入の事実を秘匿したのではない。

したがって、本件処分取消しを求める。

4 処分庁の主張の要旨

本件入金は、生活保護の世帯員である審査請求人の母親名義の預金口座に入金されている。

本件入金は、保険会社からの入院給付金及び親族からの仕送りであり、法第61条が定める届出（申告）すべき「収入」の対象から除外される項目には当たらない。

処分庁から審査請求人に対し、生活保護の収入申告について制度説明がされ、入院給付金、弟からの仕送りについて何度も確認がされていたにもかかわらず、審査請求人は、処分庁に対し、本件入金について、事実やその内容についての明確な説明をせず、母親の収入申告書や資産報告書に記載をせず、申告をしなかった。

したがって、審査請求人には、法第61条の届出（申告）義務に反する事実が認められる。

そして、審査請求人は、処分庁により申告義務の説明を受けていたにもかかわらず、意図的に収入の事実を隠蔽し、処分庁を錯誤に陥らせたものであり、法第78条第1項違反の事実が認められる。

よって、本件処分は適法かつ妥当である。

5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却すべきとし、その理由を審理員意見書の「6 判断理由」に記載のとおりとしている。

6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

(1) 判断枠組み

審査請求人を世帯主として、同居する母親も含め生活保護が開始された場合において、母親名義の預金口座に振り込まれた本件入金について、これを審査請求人が申告しなかったことにつき、法第 78 条第 1 項に定める「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」というためには、①当該預金口座への本件入金が法第 61 条の届出（申告）義務の対象となる収入であったにもかかわらず、審査請求人がこれを怠ったことに加え、②保護実施機関から、審査請求人に対し、同人において本件入金が法第 61 条の届出（申告）義務の対象となる収入に該当するか否かについて、それを判断するに足る説明等が事前になされていたことが必要となる。

(2) 本件入金が法第 61 条の届出（申告）すべき「収入」に当たるか

法第 61 条は、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならない」と定め、被保護者に対して、収入等に関する処分庁への申告義務を課しているところ、同条が被保護者に対して収入を申告する義務を課しているのは、保護実施機関が被保護者の生計の状況等を把握して保護の適正を図るためと解される。

そして、保護実施機関が職権により被保護者の状況を調査し、把握するとしても、それだけでは、被保護者の状況を把握しきれないところも生じうるなどからすれば、被保護者の申告は、保護実施機関の行う調査を補充し、これと並行して的確な状況の把握に欠くことができないものであって、適正な保護の実施に当たって、不可欠な前提をなすものと解するのが相当である。

この点からすると、被保護者が収入を申告するに当たっては、適正な保護の決定及び実施を円滑に行うため、処分庁が収入をありのままに把握することが必要である。すると、被保護者が法第 61 条に基づき届出（申告）義務を負う「収入」とは、現実増加している金銭等であれば、その種類や原因のいかんは一切問わない（ただし、保護費は除外される。）と考えるべきであり、後日、保護実施機関が収入認定の対象にしないもの及び控除の対象となるものについても、法第 61 条の「収入」に当たり、申告の対象となる。

そして、本件での生活保護開始に当たっては、審査請求人が世帯主として世帯員である母親の分も含め生活保護費用を受給していること、本件処分に至るまでの間、処分庁や相談員から、母親の資産、生活状況等について審査請求人に聴取がされていることが認められることなどによれば、世帯員である母親において、現実に増加している金銭等があれば、その種類や原因は問わず、申告の対象であるといえる。

以上のとおりであるから、本件入金は、法第 61 条が定める届出（申告）義務の対象となる「収入」であったと認められる。

(3) 法第 78 条第 1 項「不実の申請その他不正な手段」該当性

ア 被保護者が同居する世帯員の預金口座にあった本件入金についてこれを申告しなかったことが、法第 78 条第 1 項に定める「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」たというためには、単に本件入金が法第 61 条の届出（申告）義務の対象となる収入であったということだけでは足りず、それに加えて、保護実施機関から、当該被保護者に対し、申告義務の内容についての説明が事前になされているなど、被保護者において本件入金が申告義務の対象であることを事前に認識可能であったことが必要である。

イ この点、審査請求人は、平成 26 年 9 月 1 日、処分庁から、「生活保護のしおり（保護を受けている方へ）」及び「不正受給にならないためのハンドブック」を用いるなどして、申告すべき収入の説明を受けている。また、「生活保護法に基づく権利義務等の確認について」という書面に署名押印をしている。

当該ハンドブックにおいては、法第 61 条の届出（申告）義務について詳細な説明がなされており、収入についても「働きによる収入」と「働きによらない収入」とに分けて説明がされるなど、被保護者の収入について幅広く申告義務が定められていることが説明されており、「働きによらない収入」の説明の中には、生命保険の入院給付金や家族からの仕送りといったものも当然に含まれているといえる。

したがって、当該ハンドブックからは、被保護者の生活に利用可能な財産の増加があった場合には、それを広く一般的に申告の対象としていることが読み取れるものであり、本件では、被保護者の世帯員として母親にかかわる財産の増加がされた場合も含まれることは明らかといえる。

ウ 審査請求人は、本件入金について、審査請求人の弟から審査請求人の母への仕送りは、資産報告書に添付して提出し、申告していたこと、平成 28 年 4 月から平成 29 年 9 月 20 日までの収入申告については、審査請求人は関知しておらず、母親と処分庁でやり取りをしていたこと、平成

29年9月20日以降から令和2年7月までの収入申告については、母親の介護等の負担、弟との間で生じた問題への対応等で多忙により収入申告できなかったこと、意図的に収入の事実を秘匿したものではないこと、さらに母親の介護費用等の詳細を述べる。

まず、審査請求人は、処分庁に対し、平成28年12月22日、平成29年11月28日、平成30年7月31日、令和2年1月22日にそれぞれ資産申告書を提出しているが、いずれの資産申告書にも預金通帳の写しは添付されておらず、また資産申告書には本件入金があることをうかがわせる記載はない。したがって、資産申告書により申告していたという審査請求人の主張は認められない。

次に、平成29年9月20日まで審査請求人が母親の収入申告書の内容に関知していないとの主張をもって、審査請求人の収入申告の義務が免除されるものではないことは明らかである。

前述のとおり、審査請求人は、世帯主として、世帯員である母親も含め、生活保護の開始決定を受けていることなどによれば、審査請求人は、たとえ、自らが母親の収入申告に関知していないにしても、母親から提出された収入申告の内容について責任を負うと解するのが相当である。

そして、平成29年9月20日以降、多忙であったとの主張について、本件入金は母親名義のA銀行に入金されており、当該銀行の預金通帳を添付すれば容易に申告できるものであること、当該口座は日頃繰り返し使用されていた履歴が確認できることなどによれば、審査請求人が多忙であることから申告が困難であったという主張は認められるものではない。また、審査請求人は、本件処分前の処分庁からの聴取等において、本件入金の実態についてわからないなどと説明をしていたものの、審査請求人が提出する反論書によれば、同人は、入院給付金の入金の実態を把握した上で、介護費用等に充当していたと主張していることが認められるものであり、この事実は、少なくとも処分庁に対し、審査請求人自ら意図的に事実と異なる弁明をしていたことが認められるものである。また、弟からの仕送りについても、A銀行の取引履歴上明らかに入金の実態が認められることによれば、審査請求人の主張には理由がないといえる。

- (4) 以上によれば、審査請求人は、世帯員である母親名義のA銀行の預金口座に本件入金があったにもかかわらず、母親名義の収入申告書に本件入金がない旨のまま提出を行い、また、審査請求人において本件入金に関する事実を報告せず、更には処分庁からの聴取においても本件入金に関し事実と異なる報告を行った。

したがって、審査請求人は、本件入金について、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」たということができる。

(5) 結語

以上から、審査請求人には、本件入金を収入申告しないという法第 61 条違反の事実が認められ、かかる違反は処分庁の調査により発覚したものであるから、審査請求人に法第 78 条第 1 項を適用し、本件入金に相当する額の徴収を決定した本件処分は適法かつ妥当なものである。

(6) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(7) 結論

以上のとおりであるから、5 の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
令和3年4月22日	・ 審査請求書（副本）の送付及び弁明書等の提出依頼
令和3年5月18日	・ 弁明書等の受理
令和3年5月20日	・ 弁明書の送付及び反論書等の提出依頼
令和3年6月10日	・ 反論書等の受理
令和3年6月18日	・ 反論書の送付
令和3年8月5日	・ 物件提出の依頼
令和3年8月16日	・ 物件の受理
令和3年8月19日	・ 物件受理の通知
令和3年9月9日	・ 審理手続の終結
令和3年9月15日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和3年9月21日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議
令和3年10月19日	・ 主張書面の受理及び調査審議